

川口市告示第112号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和7年2月26日

川口市長 奥ノ木 信夫

- 1 令和7年度の対象地区は中央、南平地区及び並木・並木元町地区とする。
- 2 定期検査の対象となる特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定める非自動はかり、分銅及びおもりとする。
- 3 定期検査の実施時期及び場所は次のとおりとする。

（1）機械式及び電気式はかりであって、ひょう量が250kg以下のもの

検査期日 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

検査場所 特定計量器の所在の場所

（2）機械式及び電気式はかりであって、ひょう量が250kgを超えるもの

検査期日 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

検査場所 特定計量器の所在の場所

- 4 上記3の（2）についての検査実施機関は以下の者とする。

川口市指定定期検査機関

一般社団法人埼玉県計量協会

会長 金井 一榮